

平成18年(行ウ)第34号 交付金支出差止請求事件

平成19年4月 日

原告 加藤芳文 印

原告補助参加人 山上博信 印

被告 愛知県知事 神田真秋

被告補助参加人 財団法人 愛知県市町村振興協会

原告及び原告補助参加人の準備書面(5)

名古屋地方裁判所民事第9部御中

原告らは、本準備書面において被告が提出した準備書面(4)に対する反論を中心に原告らの主張を述べる。括弧「 」内は同準備書面の対応部分を指す。

第1 「第1」について

1. 「第1の2」について

(1) 愛知県においても愛知県補助金等交付規則(以後「県補助金規則」)があり、その第16条には次のとおり決定の取消しの定めがある(甲45号証)。

(決定の取消し)

第16条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

補助事業者等が法令等に違反したときに、被告愛知県知事が補助金等交付の取消しや返還命令できるのは、国の補助金適正化法の援用に限ったことではなく、愛知県自身が当該規則を持つのである。被告補助参加人県協会が行った違法行為は、25年間遡っての会費徴収や、本件交付金の県内市町村への交付及び同額の会費徴収の事実の予算書・決算書への不記載といった、憲法・民法・地方自治法等に違反する重大なものであり、当然補助金等返還の対象となるべきものである。

- (2) 県協会は、昭和54年度から平成15年度にかけて本件交付金に係り県内市町村に配分すべき金員が396億2354万8703円ありながら配分を怠り、平成16年度に会費として全額徴収したとする、法律を無視した異様な主張を行っている(甲13-1号証)(甲13-2号証)。県協会は当該金員を現在違法に保有しており、この状態が続けば、保有は18年度以降の違法行為でもある。18年度の本件交付金(正確に言えば、全国協会への2割の上納金があるためその8割)に係る県協会から県内市町村への配分と、その同額の会費徴収についても、相変わらず県内市町村の予算書に記載がなく、地方自治法の定める総計予算主義に違反している。また、県協会の18年度の予算書にも記載がない。

県協会から全国協会への本件交付金の2割の上納が違法であることは、原告らの準備書面(3)の第2で詳しく述べた。

本件交付金が県内市町村の共有財産であることは、県内市町村へ配分すべき上記金員396億2354万8703円があったこと一つをとっても明らかである。実際、県協会規程(甲12-2号証)の第4条(会費の額等)に、「各会員の各年度の会費の額は、次項に規定する市町村に対して配分すべき交付金の額の100分の31.7に相当する…」とあり、交付金は市町村に配分すべきことを県協会自身が認めている。違法な公金支出が行われた場合、違法支出行為の責任者と公金受領者に返還義務が生ずるのは、自明なことである。

2. 「第1の3(2)」について

- (1) 愛知県に配分されたサマージャンボ宝くじ収益金の源は、当該宝くじを購入した愛知県民が支払った代金の約39%に当たり(甲30号証)、収益金の持つ公益性は県民の納める税金と何ら変わりはない。したがって、愛知県には本件交付金の適正な用途を見届ける責務があり、「サマー

ジャンボ宝くじの収益金については、愛知県は、予算計上するが、交付された金額をそのまま県協会に支出しているに過ぎない…」といった責任放棄は許されない。

なおサマージャンボ宝くじは都道府県が発行しているのであり、全国宝くじ協議会（地方自治法第252条の2の規定に基づき設置されていたとしても）は、発売に関する事務を共同管理し及び執行しているにすぎない（乙1号証）。

3. 「第1の3（3）」について

（1）日本は法治国家であり、地方自治体の行政は法律及び条例に則り行なわれなければならない。違法行為を行い、なおかつその是正を怠る団体への公金支出は認められない。なかんずく本件交付金のように、違法行為と支出される公金とが密接に関連している場合はなお更である。

県協会は、本件交付金（実際はその8割）を県内市町村に一旦配分するが、その全額を会費として再徴収している。この行為は県協会及び愛知県等の指示により秘匿され、県内市町村の予算書・決算書に記載されず、当然議会の同意も得ていない。県協会はこのようにして違法に取得した資金を、県内市町村に有利子で貸し付けたり、金融債券等で保有したりしている。このような行為は県協会の利益になったとしても、県内市町村にとって自らの資金を有利子で借り、元利合計を県協会に返済することになり何の利益もない。県協会の当該行為は公益の増進ではなく、逆に県内市町村の公益を妨げている。このような形での愛知県の公金支出は、県の損害であり損失である。

（2）被告は「愛知県から本件交付金の交付を受けた県協会は、平成18年度の本件交付金のうち8割相当額を平成19年5月に県内市町村に基金交付金として交付することとともに、2割相当額を全国協会に納付している」と主張するが、平成19年3月14日の第5回公判において、裁判長が基金交付金の意味を質したにもかかわらず、被告代理人はしどろもどろでまともな回答ができなかった。

県協会は、平成18年度に愛知県から本件交付金を受領し、その8割を県内市町村に配分しその同額を会費として再徴収しているが、その配分に係る交付金の名称と規程が無いのは何故か。この配分と被告らの言う基金交付金とはどのような関係があるのか。

被告は「平成18年度の本件交付金のうち8割相当額を平成19年5月に県内市町村に基金交付金として交付する」と主張するが、18年度の本件交付金は18年度に県内市町村に配分すべきものである。また、基金交付金交付細則（丙3号証）第2条（1）配分総額には、「配分総額は、前年度に市町村振興宝くじの収益金等をもって交付された愛知県交付金の100分の80に相当する額を上限とし、理事長が、理事会に諮って、これを定める」とあり、8割はあくまで上限である。

三好町の平成17年度の会費の額は2732万2588円であるのに対し（甲16号証）、18年5月に交付された基金交付金の額は1795万円であり（甲27-2号証）、基金交付金の額は会費の額より937万2588円も少ない。また、平成13年度から17年度にかけてあった市町村振興協会基金運用益緊要交付金（平成17年度の三好町の場合991万5千円）と市町村振興協会共同情報化事業交付金（同じく300万円）は、平成18年度より廃止されている（甲27-2号証）（甲46号証）。

- （3）被告は、全国協会への本件交付金の2割の上納金について、地方協会に対する資金の貸付、自治体国際化推進事業、地域情報化推進事業、地域文化芸術振興事業、地域活性化推進事業、地域産業振興事業、地域防災対策推進事業等の項目を挙げ正当化するが、いずれもお題目であり、具体的な愛知県及び県内市町村の利益については何も述べていない。

県補助金規則に拠れば、愛知県から補助金等の交付を受ける補助事業者等の団体は、県に対し補助事業の目的及び内容、補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了予定日、補助金等の額及びその算出根拠等を記した補助金交付申請書の提出と、事業完了時における実績報告書の提出を求められる（甲45号証）。しかし本件交付金の全国協会への2割の上納金については、補助金交付申請書や実績報告書及びそれに類似した文書が一切愛知県に提出されていない。

- （4）原告らは、甲第47号証から甲第51号証にかけて、全国の地方協会及び全国協会が行っている乱脈行為の実例を提示した。記事のタイトルを列挙すると、「宝くじの趣旨曲げた大阪府内の首長ら、安易な海外視察に批判」、「自治省官僚天下り先「宝くじ」関連3財団、売上金使い肥大化、昨年度運用益34億円」、「くまもと解体新書・地方独立への挑戦 = 第

2部寄生の縮図(5)“眠っている”宝くじ益金[第2章]依存の構造」、「くまもと解体新書・地方独立への挑戦=第2部寄生の縮図(6)公金感覚薄く不透明運営[第2章]依存の構造」、「くまもと解体新書・地方独立への挑戦=第2部寄生の縮図(7)地方から上納させ「分配」[第2章]依存の構造」、「くまもと解体新書・地方独立への挑戦=第2部寄生の縮図(8完)天下り先、「口利き」横行[第2章]依存の構造」、「私の質問ノート/兵庫県宝塚市議会/小倉実/サマージャンボ収益金を市町村の一般財源に」、「探・ニュース速報=庶民の夢をつまみ食い、宝くじ収益金で海外研修、議員ら観光地巡り、宿は高級ホテル、監視の目届かぬ「公金」」である。これらは、あくまで氷山の一角である。

4. 「第1の4(1)」について

(1)「本件交付金は、県協会の資産である」とする主張とは争う。上述したように、県協会規程(甲12-2号証)の中にも「市町村に対して配分すべき交付金の額」という言葉がある。そもそも資産が県協会に帰属したとすれば、県協会の行う県内市町村への有利子貸付は共済貸付ではなくなり、県協会は金銭貸付業の免許が必要であり、利益は課税対象となる。県協会の貸付行為は違法な脱税等を目的としたものである。

平成16年度に「昭和54年度から平成15年度までの間にサマージャンボ宝くじ交付金の市町村配分総額が396億2354万8703円ある」と県協会は通知で述べている。平成16年度に会員及び会費制度を取り入れながら、過去に遡って会費を徴収することは憲法・民法等に違反する重大な違法行為であり、県内市町村は当該会費を支払う必要はなく、また、支払うこともできない。平成12年の自治省通知によると、県協会の保有する適正な資金の額は約29億427万7000円であり、県協会の現在の基金保有額と比較すると、上記396億円を含む約422億円は県内市町村の共有財産である。

県内市町村が県協会の会員となり会費を支払うとしても(そのためには予算書への記載と議会の同意が必要)、会費の額は県内市町村の受益と見合ったものでなければならない。三好町の平成16年度、17年度の会費の額は、それぞれ2380万8363円、2732万2588円であるが(甲14-2号証)(甲16号証)、三好町にはそれだけの受益はなく、この状況は他の県内市町村も同様である。この意味でも平成16

年度以降の県協会の会費徴収も違法であり、過重に徴収した会費を県内市町村に返還すべきである。

- (2) 「収益金が生じる都度、それぞれの市町村に配分してしまうと、それぞれの配分額は小さな額になってしまい、それを効率的に事業に充当できないことから・・・」といった主張は、独善的な思い上がりである。三好町が平成16年度、17年度に本来受領できた交付金の額は、全国協会への2割の上納は置くとして、2380万円余、2732万円余であり決して少ない額ではない。ましてや、昭和54年度から平成15年度までの間に、三好町が本来受領できた本件交付金の額は4億3995万2406円あり、その金員を現在県協会が保有する。この状態を続けることは、県協会による公金横領であり、県協会は本件交付金に係る資産を早急に県内市町村に返還すべきである。
- (3) 一般に一つの財産を複数の人が共同で所有する状態を共有というが、その中には民法でいう共有と、より団体的拘束の強い総有と合有がある。それ以外に法律及び判例で認められた財産の共同所有形態はなく、特に総有「的」資産といった財産の所有形態はない。被告は自らの主張の不利を悟ってか、最近になり「県協会の資産」と主張し始めたが、今度は共済貸付する主張と矛盾する。

5. 「第1の4(2)」について

- (1) 県協会は違法な会費徴収により基金を設置し、県内市町村への有利子貸付や有価証券の保有で運用しているが、このような基金は「公益事業を実施するために有している基金」ではなく、過大な内部留保に該当する。県内市町村への総額約300億円の有利子貸付や、150億円にも上る多額な有価証券保有は、「事業の実施状況に応じて必要な基金残高」には該当しない。県協会が行う実質的事業のためには、自治省が平成12年に示した約29億427万7000円あれば十分である。

6. 「第1の4(4)」について

- (1) 市長会、市議会議長会、町村長会及び町村議長会はいずれも任意団体であり、その設置につき法的根拠を持たない。県協会の理事会理事にこれら団体の役員が就いていたとしても、理事就任はあくまで個人の資格に基づくものである。いずれの県内市町村も、本件交付金に係る資産の管理運用及び処分の権限を、県協会の理事会に委任はしていない。この

点については、評議員会についても同様である。

7. 「第1の4(5)ア」について

- (1) 地方自治体の補助金及び交付金等の支出においては、支出がもたらす当該自治体の公益性につき明確且つ具体的で、その金額も効果に見合ったものでなければならない。

被告は本件交付金の2割を全国協会へ上納し、その金額は18年度の場合5億4400万円にも上る(乙3号証)。被告は上納金支出の理由を、全国協会による地方協会への貸付、自治体国際化推進事業、地域情報化推進事業、地域文化芸術振興事業、市域活性化推進事業、地域産業振興事業及び地域防災対策推進事業等多岐にわたって挙げるが、その具体的な愛知県及び県内市町村に対する公益性と効果については何も述べていない。全国協会も県協会も公益性と効果を記した文書を作成していない。まさにお題目を挙げたに過ぎず、総務省令の定めた事業とは無縁である。

愛知県が一般に補助金等を交付する場合、既述したように補助金等交付団体は、補助金交付申請書と実績報告書等の提出を求められるが、県協会も全国協会もそのような書類は一切提出していない。また、県協会は450億円余もの資産を(違法に)保有しながら、何故全国協会からの貸付を受ける必要があるのか。

8. 「第1の4(5)イ」について

- (1) 宝くじ(当せん金付証券)の発売権限は都道府県と政令指定都市が持つのであり、全国宝くじ協議会は、規約にもあるように、宝くじ発売に関する事務を共同で管理し執行するに過ぎない(乙1号証)。宝くじ収益金の使途の決定権限は、都道府県と政令指定都市に属し、議会も持たない全国宝くじ協議会が決定できるものではない。そもそもサマージャンボ宝くじ以外の宝くじで、全国宝くじ協議会がその収益金の使途を定めているものはない。
- (2) 被告は、県協会による全国協会に対する本件交付金の2割の上納の根拠を、市町村振興宝くじの発売要領(乙2号証)に拠るとするが、その要領には関連した上納金につき、次の既述があるに過ぎない。

4 収益金の都道府県ごとの配分額及びその取扱い

- (2) 「市町村振興宝くじ」に係る各都道府県ごとの収益金は、それぞれ

れ市町村の振興に資するための経費にあてるものとするが、その具体的な取扱いについては、原則として5及び6に記するところにより行うものとする。

6 都道府県交付金の運用及び配分

- (1) 地方法人は、都道府県の交付金の2割に相当する額を中央法人に納付するものとし、・・・

したがって、「原則として」とあるように、全国宝くじ協議会自身全国協会への2割の上納金を正式に決めたものではなく、また決めることはできない。原告らが述べたように、全国宝くじ協議会にそのような決定権限が無いからである。なお全国協会及び地方協会の設立自体も、原則とあるのみで必置ではない。

9. 「第1の4(5)ウ」について

- (1) 本件交付金は、原告らが既述したとおり、県内市町村の共有財産であり、その資産を県協会が保有することは違法行為である。県協会の県内市町村への有利子貸付は、県内市町村から言えば、自らの資金を有利子で借り受け、元金利息を県協会に返済していることになる。このような制度は県内市町村の利益には全くならず、地方財政法及び当せん金付証券法に違反する。

10. 「第1の4(5)エ、オ」について

- (1) 被告の主張とは争う。

11. 「第1の4(5)カ」について

- (1) 全国協会の寄付行為第2章には次のとおりある(乙4号証)。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、市町村の健全な発展を図るために必要な諸事業を行い、もって地方自治の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 財団法人である各都道府県の市町村振興協会(以下「地方協会」という。)が協会に納付する納付金をもって基金を設置し、大規模

な災害時等において地方協会が行う市町村の緊急融資事業等に対する融資等のため、その基金の運用を行うこと。

(2) 上記のように、全国協会は基金設置の目的を「大規模な災害時等において地方協会が行う市町村の緊急融資事業等に対する融資等のため」としながら、17年度において災害対策関連事業として費やされた額は、災害見舞金800万円、消防広域応援交付金1億7300万円、新潟県中越大震災復興基金への災害対策金5億円に過ぎない。この総額は17年度の基金運用収入16億8149万9269円よりも少なく、ましてや17年度の地方協会からの上納金総額110億5183万3692円と比べたら、微々たるものである(乙4号証)。

その一方で、全国協会は地域情報化推進事業へ51億2200万円、自治体国際化推進事業へ9億800万円、地域活性化推進事業へ6億5700万円等、実態の怪しい事業に多額の助成金を交付している(乙4号証)。このように設置目的から外れた事業に費やされる基金は、当然過大な内部留保に該当する。

(3) 原告ら提出した毎日新聞記事(甲48号証)には、「自治省官僚天下り先「宝くじ」関連3財団、売上金使い肥大化、昨年度運用益34億円」の見出しのもと、次のように記されている。

自治省の元事務次官らが天下っている「全国自治宝くじ」関連の3財団が、宝くじの売上金を毎年、資本金にあたる基本財産に増資したり、市町村へ融資するなどして、昨年度だけでも計約34億円の運用益を上げたことが28日、毎日新聞の調べで分かった。運用益は理事長報酬にも充てられていた。宝くじの売上金で天下り財団が規模を拡大している構図が鮮明となった。

増資していたのは「自治体衛星通信機構」と「地域創造」で、融資は「全国市町村振興協会」が担当している。それぞれ元事務次官らが理事長を務めており、3理事長の年収は2613万6000円～2147万6000円。3財団の理事には過去5年間に延べ38人が天下った。

自治省（現総務省）からの天下り役員を養うことなど、基金設置の目的から外れ、市町村の振興とは全く無縁である。

12. 「第1の4(6)ア」について

- (1) 国税庁の法人税基本通達の改正は昭和56年度に行われたもので、その後平成16年度まで何の変更もない。したがって、県協会による県内市町村への有利子貸付が金銭貸付業に該当せず、課税の対象とならないとするならば、平成16年度に寄付行為を変更し、会員及び会費制度を導入する必要はない。平成16年度に会員及び会費制度を導入したことは、(16年度以降ももちろん不当であるが)昭和56年度から平成15年度までの間、違法に課税を免れていたことになり、まさに脱税行為である。昭和54年度から平成15年度までの間についても、県内市町村から会費を徴収(もちろん違法行為)したのも、徴収したことにしないと課税対象となるからである。これらのことは、国税庁へ届け込み、国税庁からお目こぼしを受けなければできないことではない。

13. 「第1の4(6)イ」について

- (1) 繰り返しになるが、県協会が保有する本件交付金に係る資産は、県内市町村の共有財産であり、県協会の財産ではない。県内市町村が県協会から有利子で資金を借りることは、本来自らの財産に元利返済をすることになる。このような現状は、県内市町村の利益ではなく、損失となっている。
- (2) 県協会は民間金融機関と異なり、資金獲得の努力とそのための人員が要らず、預金者に金利を支払うこともなく、貸付先に倒産の虞がないといった、極めて有利な立場にある。まさにぼろ儲けといってよい。その差は、貸付利率が財政融資資金よりも0.3%低いといった程度で説明できるものではない。

14. 「第1の4(6)ウ」について

- (1) 県協会が現在保有する本件交付金に係る資産が、県内市町村の共有財産であることは既述した。県協会が行う事業の全てに公益性がないとまでは言わない。しかし県協会の18年度一般会計収支予算書支出の部にある、事業費9億1910万円から新宝くじ交付金交付事業費8億3300万円を除いた額は8610万円であり、それに管理費3863万円を加えても1億2473万円である(乙3号証)。

- (2) 事業費の中には特別職等研修事業費4230万円があるが(乙3号証) 被告はこの具体的用途を公表しようとしなない。実際にはこの費用は、愛知県市長会、愛知県町村長会、愛知県市議会議長会、愛知県町村議長会等の会合費及び懇親会費に使われていると推測される。このような費用は県協会が負担することではなく、必要ならば県内市町村が正規に負担すればよいことである。また、宝くじ等宣伝活動費として広報事業費700万円が計上されているが(乙3号証) 宝くじの宣伝費は、株式会社みずほ銀行が全国自治宝くじ事務協議会に、全国自治宝くじの納付金を納付する前に、日宝協普及宣伝費と自治総合分普及宣伝費として天引きされている。その金額は493回全国自治宝くじの場合、それぞれ27億716万979円、20億3037万734円という多額なものであり(乙30号証) 県協会がそれに上乘せして宣伝する必要はない。負担金補助金及び交付金2934万7千円(乙3号証)も、大部分が人件費の負担と思われるが、県協会が多額な貸付事業や資金運用を絞れば大幅に削減できる。
- (3) 18年度研修事業特別会計収支予算書支出の部の事業費に、市町村職員研修事業費4113万8千円が計上されているが、研修負担金は海外派遣研修の450万円に過ぎない(乙3号証) 県協会の行う研修事業が有意義であると言うならば、県内市町村から負担金を徴収して事業をすればよいことである。負担金補助及び交付金5120万7千円についても同様である。
- (4) このように分析すると、県協会の行う事業は、平成12年に自治省が示した県協会が保有する適正な資産額、約29億427万円の運用益で十分賄える。

15. 「第1の4(7)」について

- (1) 地方自治法の総計予算主義についての条文は、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」とする単純なものであり、解釈の紛れを引き起こすものではない。収入と支出の相殺を理由に地方自治体の予算書への記載が不要としたら、予算のブラックボックス化に繋がり、地方行財政を腐敗に導く結果となる。本件交付金の県内市町村への配分と会費の徴収について、県協会が自らの予算書に記載せず、且つ県内市町村に予算書への不記載を指示し

たのは、違法な会費徴収の露見を恐れたからである。

16. 「第1の4(8)ア」について

(1) 原告は、県協会の行為が憲法等の法律に違反することを、訴状第2の6などで、その根拠となる条文も挙げ既述した。その一部を繰り返すと、県協会の会員及び会費制度導入以前に遡った会費徴収は、憲法第29条が保障する財産権と、憲法第94条が地方公共団体に認める財産管理権を侵害する違憲行為である。県内市町村の予算書・決算書に、歳入歳出の額が同額だから記載不要と指示を出すことは、地方自治法第210条に定める総計予算主義に違反し、さらには憲法第92条に記す地方自治の本旨に背いており、違憲・違法である。法律に違反した行為は、公序良俗違反にあたり民法第90条により無効である。

17. 「第1の4(8)イ」について

(1) 平成16年9月24日に県協会が三好町長に送付した通知文書(甲13-2号証)には、次のとおりある。

昭和54年度から平成15年度までの間における財団法人愛知県市町村振興協会会費について

昭和54年度から平成15年度までの間における財団法人愛知県市町村振興協会の会費の総額(サマージャンボ宝くじ交付金の市町村配分総額)は39,623,548,703円であり、貴市町村の会費の額は、財団法人愛知県市町村振興協会会員及び会費に関する規程附則第2項に基づき下記のとおり算出した額であるので通知します。

記

会 費 金 439,952,406円

これからも分かるように、決して「県協会には貴町に配分する金員が4億3995万2406円あるが、貴町はこれを受領するか、それとも会費として再度全額県協会に収めるか、どちらか選択するように」と問いかけた文書ではない。

(2) それに先立つ前文(甲13-1号証)には、次のとおりある。

財団法人愛知県市町村振興協会寄附行為の変更及び会員及び会費に関する規程の制定に係る会費の額の決定について（通知）

このことについて、別途通知しました寄附行為の変更及び会員及び会費に関する規程の制定に伴い、各市町村の昭和54年度から平成15年度までの間における財団法人愛知県市町村振興協会の会費の額が決定しましたので通知します。

つきましては、会員及び会費に関する規程附則第3項に基づき、昭和54年度から平成15年度までの間における財団法人愛知県市町村振興協会会費の確認書を「附則第3項の様式第2号」により平成16年10月12日（火）までに提出していただきますようよろしくお願いいたします。

- (3) 県協会は、寄附行為変更と会員及び会費に関する規程の制定に伴い、県内市町村に会費の額が決定したことを通知し、確認書の提出を一方的に求めているのであり、「県協会と市町村との間での会費を負担する合意」などとする言葉の入る余地はどこにもない。既述したとおり、県内市町村は県協会の会員になり会費を支払わなければ、県協会からオータムジャンボ宝くじ交付金を含む一切の交付が受けられなくなる。県協会による確認書の提出要求は強要であり、双方の自由な意思に基づき締結される契約では全くない。これを契約だと解し、県内市町村から金員を徴収したとすれば、県協会による違法な詐欺行為である。

18. 「第1の5（被告準備書面では4となっているが誤り）」について

- (1) 県協会は、平成18年（行ウ）第35号事件において、県内市町村に対する有利子貸付の貸付先、貸付額等を書証として提出した。被告は、県協会の行う県内市町村への有利子貸付が、自治振興に繋がるとしながら何故釈明を拒否するのか。実態を把握していないのだろうか。また、特別職等研修事業費の支出明細を明かさないことは、用途のいかわしさを窺わせる。

添付書類

- 45. 甲第 45 号証 愛知県補助金等交付規則
- 46. 甲第 46 号証 平成 17 年度三好町一般会計予算抜粋
- 47. 甲第 47 号証 読売新聞記事(1990年7月5日)
- 48. 甲第 48 号証 毎日新聞記事(2000年12月29日)
- 49. 甲第 49 - 1 号証 熊本日日新聞記事(2002年5月31日)
- 甲第 49 - 2 号証 熊本日日新聞記事(2002年6月1日)
- 甲第 49 - 3 号証 熊本日日新聞記事(2002年6月2日)
- 甲第 49 - 4 号証 熊本日日新聞記事(2002年6月3日)
- 50. 甲第 50 号証 公明新聞記事(2004年8月26日)
- 51. 甲第 51 号証 西日本新聞記事(2004年10月22日)